



大地申
第27号

「川越線指扇駅において乗務員がマジックハンドを使用した事象に関する」申し入れを提出！

JR東労組大宮地本は「現業機関における柔軟な働き方の更なる実現について」で「大宮統括センター」「宇都宮統括センター」の設置に伴い、安全な鉄道輸送と質の高いサービスが提供できる職場環境を求め労使議論を重ねてきました。

過日4月26日川越線指扇駅において、線路内に落とし物をしたお客さまから拾得依頼がされました。当初指扇駅社員（JR東日本ステーションサービス社員）は落とし物拾得のため何度か列車抑止依頼をかけましたが、結果的に抑止手配は出来ませんでした。翌27日の2時過ぎに、回2347Kの乗務員が指令より指扇駅でのマジックハンド使用の依頼を受け、指扇駅社員の見張り体制のもとマジックハンドを取扱い、線路内の落とし物拾得作業を行いました。この事象を受け、職場では取扱いに不安を感じた乗務員が管理者へ聞きに行くと「通常のマジックハンドの取扱いとは異なると考えているので問題はない」「安全の担保が取れている」などと言われています。また5月の訓練資料として、社員に共有した内容には『首都圏モビサの回答』として「不安であれば乗務員からマジックハンドは使用できない旨を伝えること」「ライフサイクル等でマジックハンドの使用経験がある」「不安がないのであればJR社員による見張り員等の必要な体制を取った上で使用することは可能である」としています。一方、首鉄MB第1308号「線路内の支障物及び落とし物対応の取扱いについて」や大鉄モ第369号「駅列車見張り員制度及び教育訓練の改定について（通達）」などでは、駅列車見張り員【ホーム】の3年に1回の集合教育や、1年度に1回の自箇所における勉強会による教育、作業者の教育、列車の運転が全て終了した後に対応する場合、マジックハンドを取り扱う場合は当社社員同士及びJESS社員同士の組み合わせを厳守することなどが具体的に明記されています。これは会社として過去の事象などを踏まえ、必要な教育やルール等を職場に周知する事で、安全な作業を確保するために定められたものであることは明らかです。

以上のことから、職場での説明と通達等の教育の考え方やルールを照らし合わせると、整合性が取れない現状からも職場では「今回の取扱いが正しかったという根拠が分からない」「正しい取扱いが不明確だ」などの声があがっています。安全作業には必要な教育とルールが適用されることが大前提であるのは言うまでもありません。つきましては、問題の根本的な原因を明らかにし、二度と同じような事象を起こさせないために対策を講じることを強く求めます。そして現場社員の信頼を回復させ、安全で安心して働ける職場を再構築していくため、下記の通り申し入れを行いますので誠意ある回答を要請します。

申し入れ項目



1. 乗務員のマジックハンド使用による落とし物拾得作業の経過を明らかにすること。また職場管理者が「今回の取扱いは問題ない」とした根拠を明らかにし、大宮支社の見解を示すこと。
2. 今回の事象を受けて、現場では曖昧な表現で取扱いルール等が周知されているため、線路内における拾得作業等での必要な教育やルールを、改めて関係箇所に周知・徹底し、現場で判断に迷わず安全に作業できる環境を整えること。



曖昧な教育では職場が混乱する！